



宮 崎 県 公 報

平成28年9月1日(木曜日) 第 2825 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定.....(福祉保健課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の所在地の変更.....(") 1	
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(障がい福祉課) 1	
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更.....(") 2	
○道路の区域の変更(2件).....(道路保全課) 2	

○道路の供用の開始(2件).....(道路保全課) 2	
○歳入の収納の事務の委託.....(教育庁) 3	

公 告

○保安林の皆伐面積の限度.....(自然環境課) 3	
○技能検定の実施.....(雇用労働政策課) 3	
○土地改良区管理規程の設定の認可.....(農村整備課) 5	
○都市計画の決定図書写しの縦覧.....(都市計画課) 5	

公安委員会公告

○警備員指導教育責任者講習の実施について..... 5	
-----------------------------	--

内水面漁場管理委員会指示

○漁業法に基づく指示(2件)..... 6	
-----------------------	--

告 示

宮崎県告示第 567号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
すみれ薬局 有限会社	日南市中央 通1丁目2 番地13号	すみれ大堂 津薬局	日南市大堂 津5丁目9 - 8	平成28年 8月10日
すみれ薬局 有限会社	日南市中央 通1丁目2 番地13号	すみれ薬局 有限会社	日南市中央 通1丁目2 番地13号	平成28年 8月10日
すみれ薬局 有限会社	日南市中央 通1丁目2 番地13号	すみれ中央 薬局	日南市中央 通1丁目10 番29号	平成28年 8月10日
すみれ薬局 有限会社	日南市中央 通1丁目2 番地13号	すみれ吾田 薬局	日南市戸高 4丁目2番 1号	平成28年 8月10日

宮崎県告示第 568号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介護支援事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関(居宅介護支援事業所)

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
医療法人 高千穂会	都城市上長飯町42 号1番地	ひかり居 宅介護支 援センタ ー都城	都城市上長飯町42 号1番地

2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市都島町 205番地 1	都城市上長飯町42号 1 番 地	平成28年 8月3日

宮崎県告示第 569号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成28年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
宮崎医療生活協同組合お おつか生協クリニック	宮崎市	精神通院医療	平成28年 9月1日
いろは薬局	日向市	薬局	平成28年 9月1日
医療法人如月会訪問看護 ステーションひなた	高鍋町	訪問看護	平成28年 9月1日

宮崎県告示第 570号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成28年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
井上薬局	宮崎市	宮崎市大字 浮田3104番 地5	宮崎市大字 浮田3124番 地6	平成28年 9月20日

宮崎県告示第 571号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年9月1日から平成28年9月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
207	県道	岩戸延岡線	延岡市北川町川内名字大鹿倉山10649番1地先から同市同町川内名同字10649番1地先まで	旧	16.9～ 24.0	9.0
				新	17.7～ 52.6	9.0

宮崎県告示第 572号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年9月1日から平成28年9月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
237	県道	北方高千穂線	延岡市北方町蔵田字小原辰429番5地先から同市同町蔵田同字辰429番5地先まで	旧	14.7～ 17.4	20.6
				新	27.4～ 28.9	20.6

宮崎県告示第 573号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年9月1日から平成28年9月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
3	県道	日南志布志線	日南市大字大窪字船橋3035番1地先から同市同大字字苗代平2684番1地先まで	平成28年9月1日

宮崎県告示第 574号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年9月1日から平成28年9月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
237	県道	北方高千穂線	延岡市北方町蔵田字小原辰429番5地先から同市同町蔵田同字辰429番5地先まで	平成28年9月1日

宮崎県告示第 575号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成28年 9 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委 託 し た 収 納 事 務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎県育英資金 返還金の収納事 務	地銀ネットワークサ ービス株式会社 国分グロウサーズチ ェーン株式会社 株式会社サークルK サンクス 株式会社しんきん情 報サービス 株式会社スリーエフ 株式会社セコマ 株式会社セブオン 株式会社セブニーイ レブン・ジャパン 株式会社ファミリー マート 株式会社ポブラ ミニストップ株式会 社 山崎製パン株式会社 株式会社ローソン	平成28年 4 月 1 日から 平成29年 3 月31日まで

公 告

保安林の平成28年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第 249号)第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

平成28年 9 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川水かん	水源かん養保安林	556.59
北川土流	土砂流出防備保安林	96.77
北川干害	干害防備保安林	1.56
五ヶ瀬川水かん	水源かん養保安林	1,933.97
五ヶ瀬川土流	土砂流出防備保安林	158.76
五ヶ瀬川干害	干害防備保安林	13.01
五ヶ瀬川保健	保健保安林	5.62
五十鈴川水かん	水源かん養保安林	948.58
五十鈴川土流	土砂流出防備保安林	22.76
五十鈴川干害	干害防備保安林	16.90
五十鈴川保健	保健保安林	0.22
耳川水かん	水源かん養保安林	1,748.82

耳川土流	土砂流出防備保安林	109.82
小丸川上流水かん	水源かん養保安林	248.96
小丸川上流土流	土砂流出防備保安林	47.94
一ツ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,455.89
一ツ瀬川土流	土砂流出防備保安林	93.78
一ツ瀬川干害	干害防備保安林	4.30
一ツ瀬川保健	保健保安林	3.60
小丸川下流水かん	水源かん養保安林	726.44
小丸川下流土流	土砂流出防備保安林	24.29
小丸川下流干害	干害防備保安林	1.54
小丸川下流保健	保健保安林	3.37
川内川上流水かん	水源かん養保安林	672.36
川内川上流土流	土砂流出防備保安林	60.41
川内川上流防風	防風保安林	0.46
川内川上流干害	干害防備保安林	18.33
大淀川本流水かん	水源かん養保安林	1,237.43
大淀川本流土流	土砂流出防備保安林	169.15
大淀川本流土崩	土砂崩壊防備保安林	0.00
大淀川本流防風	防風保安林	0.68
大淀川本流干害	干害防備保安林	14.94
大淀川本流保健	保健保安林	5.44
本庄川水かん	水源かん養保安林	1,486.51
本庄川土流	土砂流出防備保安林	12.04
本庄川防風	防風保安林	0.12
本庄川干害	干害防備保安林	2.74
本庄川保健	保健保安林	7.34
大淀川中流水かん	水源かん養保安林	1,299.60
大淀川中流土流	土砂流出防備保安林	68.43
大淀川中流干害	干害防備保安林	0.70
広渡川水かん	水源かん養保安林	1,048.62
広渡川土流	土砂流出防備保安林	113.97
広渡川干害	干害防備保安林	1.20
広渡川保健	保健保安林	0.28
福島川水かん	水源かん養保安林	333.68
福島川土流	土砂流出防備保安林	10.30
福島川干害	干害防備保安林	1.99

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第 2 項の規定により、平成28年度技能検定試験(後期)を次のとおり実施する。

平成28年 9 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 実施職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1 級及び 2 級

さく井(ロータリー式さく井工事作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積

<p>回路チップ製造作業、集積回路組立て作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、縫製機械整備(縫製機械整備作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、和裁(和服製作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)及び塗装(鋼橋塗装作業)</p> <p>(3) 3級</p> <p>機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作業)、家具製作(家具手加工作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、機械・プラント製図(機械製図CAD作業)及び電気製図(配電盤・制御盤製図作業)</p> <p>(4) 単一等級</p> <p>樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)</p> <p>2 実施等級等</p> <p>特級、1級、2級、3級及び単一等級(各等級の実施職種は、前記1のとおりとする。)</p> <p>3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等</p> <p>(1) 実技試験</p> <p>ア 実施期日</p> <p>実技試験は、平成28年12月1日(木曜日)から平成29年2月12日(日曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。</p> <p>イ 実施場所</p> <p>実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。</p> <p>ウ 手数料</p> <p>実技試験の手数料は、次のとおりとする。</p> <p>全職種 17,900円</p> <p>高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。</p> <p>全職種 11,900円</p> <p>エ 問題の公表日</p> <p>実技試験問題は、平成28年11月24日(木曜日)以後に、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。</p> <p>(2) 学科試験</p> <p>ア 実施期日</p> <p>学科試験の実施期日は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="204 1973 743 2101"> <thead> <tr> <th>検 定 職 種</th> <th>実施期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鍛造(ハンマ型鍛造作業、プレス)</td> <td>平成29年1月22日</td> </tr> </tbody> </table>	検 定 職 種	実施期日	鍛造(ハンマ型鍛造作業、プレス)	平成29年1月22日	<p>型鍛造作業)、機械検査(機械検査作業【1・2級】)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)及びガラス施工(ガラス工事作業)</p> <p>特級全職種、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、防水施工(アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シートトーチ工法防水工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、機械・プラント製図(機械製図CAD作業)、さく井(ロータリー式さく井工事作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)及び家具製作(家具手加工作業)</p> <p>機械検査(機械検査作業【3級】)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業)、縫製機械整備(縫製機械整備作業)、和装(和服製作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、塗装(鋼橋塗装作業)、機械加工(普通旋盤作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)及びコンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)</p> <p>イ 実施場所</p> <p>学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。</p> <p>ウ 手数料</p> <p>全職種 3,100円</p> <p>4 受検申請の手続</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)</p> <p>イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面</p> <p>(2) 提出先</p>
検 定 職 種	実施期日				
鍛造(ハンマ型鍛造作業、プレス)	平成29年1月22日				
	<p>(日曜日)</p>				
	<p>平成29年1月29日 (日曜日)</p>				
	<p>平成29年2月5日 (日曜日)</p>				

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成28年10月3日（月曜日）から平成28年10月14日（金曜日）まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、県立産業技術専門学校及び宮崎県職業能力開発協会にて交付する。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

5 手数料の納付方法

(1) 実技試験の手数料の額（17,900円。ただし、高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合は11,900円）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納付すること。

(2) 手数料は、現金又は銀行振込で納付すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

(4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の番号は、平成29年3月10日（金曜日）に県庁本館前掲示板に公示する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。また、このほか、厚生労働大臣から特級の技能検定の合格者には特級技能士章を、1級の技能検定の合格者には1級技能士章を、2級の技能検定の合格者には2級技能士章を、3級の技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号（県庁8号館3階）

電話 0985（26）7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電話 0985（58）1570

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、高千穂土地改良区（高千穂町）から平成27年9月11日付で申請のあった管理規程の設定を次のとおり認可した。

平成28年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 管理規程の名称

左右殿頭首工管理規程、立宿頭首工管理規程、落立揚水機場管理規程、才原揚水機場管理規程

2 認可年月日

平成28年8月24日

3 管理規程の概要

(1) 左右殿頭首工管理規程

第1条・第2条 総則

第3条-第7条 取水又は放流に関する事項

第8条-第11条 緊急事態における措置に関する事項

第12条 雑則

附則

(2) 立宿頭首工管理規程

第1条・第2条 総則

第3条-第7条 取水又は放流に関する事項

第8条-第11条 緊急事態における措置に関する事項

第12条 雑則

附則

(3) 落立揚水機場管理規程

第1章 総則

第2章 取水に関する事項

第3章 運転操作及び平常の業務

第4章 その他

附則

(4) 才原揚水機場管理規程

第1章 総則

第2章 取水に関する事項

第3章 運転操作及び平常の業務

第4章 その他

附則

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年9月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画を定める者の名称

宮崎市

2 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画

希望ヶ丘四丁目地区 地区計画

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県宮崎土木事務所

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第22号

警備業法（昭和47年法律第117号）第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成28年9月1日

宮崎県公安委員会委員長 藤田紀子

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務の区分	講 習 の 実 施 日	定員
追加取得講習	2号警備業務	平成28年11月28日(月)から11月30日(水)まで	20名

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署又は受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提 出 日 時
2号警備業務 (追加取得講習)	平成28年10月17日(月)から10月28日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの)を貼り付けたもの)

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(イ) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

講 習 別	警備業務の区分	手 数 料
追加取得講習	2号警備業務	14,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還されない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会(代表電話0985-28-0518)に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係(代表電話0985-31-0110)に行うこと。

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第141号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定により、内水面共同漁業権第4号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業の操業について、次のとおり指示する。

平成28年9月1日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝

(定義)

1 この指示において「やな」とは、竹、石、木等を利用し、さく河魚類(あゆを含む。)の通路を遮断して水産動植物を採捕する漁具漁法で、遮断部である堰と魚捕り部である棚とにより構成されるものをいう。

(漁場及び統数制限)

2 内水面共同漁業権第4号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業(以下「あゆやな漁業」という。)を操業できる漁場は、次に掲げる漁場で各1統とする。

ア 延岡市大貫町 大貫地先

イ 延岡市北方町 川水流地先

(行使内容の事前届出)

3 漁業権者は、操業開始日の20日前までに、あゆやな漁業の行使予定内容を宮崎県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という

。)に届出なければならない。

(操業期間)

- 4 あゆやな漁業の操業期間は、平成28年10月1日から平成28年11月30日までの間の延べ45日以内とする。

(採捕管理義務)

- 5 漁業権者は、操業期間中、あゆやな漁業における採捕状況を定期的に確認し、10日ごとに採捕実績及び確認状況を委員会に報告するとともに、操業期間終了後は速やかに操業期間中の採捕実績を取りまとめて、委員会に報告しなければならない。

(増殖義務)

- 6 漁業権者は、別途指示する第5種共同漁業権に係る増殖指示量に加え、委員会が別に定める量のあゆを放流しなければならない。

。なお、放流サイズは、あゆ種苗1尾当たり3グラムから10グラムとする。

- 7 漁業権者は、平成29年6月30日までに本指示に基づくあゆの放流に関する実績報告書及び漁業権行使料の積算内訳書を提出しなければならない。

(指示の有効期間)

- 8 この指示の有効期間は、平成28年9月1日から平成29年6月30日までとする。

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第142号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定により、うなぎをはじめとする内水面における多様な生態系の保全・改善のため、次のとおり指示する。

平成28年9月1日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝

1 指示の内容

下表の区域においては、水産動植物の採捕をしてはならない。

ただし、国の機関又は地方公共団体が、調査又は試験研究を目的として採捕する場合(国の機関又は地方公共団体から、委託、補助、又はその他の関与を受けている場合を含む。)又は水産多面的機能発揮対策事業に基づきその活動組織がモニタリングのため採捕する場合は、この限りでない。

なお、河川については、河川法(昭和39年法律第167号)に基づき国土交通大臣又は知事が指定した河川の名称を使用している。

河川名	区域
北川	延岡市北川町長井の野大橋から下流100メートルまで

2 指示の有効期間

平成28年9月1日から平成33年3月31日まで

--	--